

四日市市告示 第423号

平成21年告示第196号(地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の収納事務委託について)で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成29年8月1日

四日市市長 森 智広

変更後

委託する事務	委託を受ける者
戸籍等手数料の収納事務	株式会社エイジェック
住民登録等手数料の収納事務	
印鑑証明等手数料の収納事務	
個人番号カード等交付手数料の収納事務	
納税証明等手数料の収納事務	
斎場使用料の収納事務	

変更前

委託する事務	委託を受ける者
戸籍等手数料の収納事務	アール・オー・エス中部株式会社
住民登録等手数料の収納事務	
印鑑証明等手数料の収納事務	
住民基本台帳カード交付手数料の収納事務	
納税証明等手数料の収納事務	
斎場使用料の収納事務	

変更年月日

平成29年8月1日